

2016年版 加藤光大の社労士合格レッスン 一問一答
 労働編・社会保険編
 【法改正・正誤のお知らせ】

(3743・3744)

平成28年8月1日

(株)住宅新報社 出版・企画グループ TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

労働編		
ページ・位置	改正前	改正後
P250 労災 4 問 43 問題下 1 行目	56,790 円	57,030 円
P303 労災 11 問 3 解説上 2 行目	労働保険審査会に対して	労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができるので、労働保険審査会に対して
P304,305 労災 11 問 5	問題と解説を削除	
P304 労災 11 問 7 問題 1,2 行目	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 37 条の規定が準用されるので、	削除
P305 労災 11 問 6 解答 B	60 日	3 カ月
P305 労災 11 問 7 解説を右に差し替え	事業主からの費用徴収に関する処分についての不服は、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求、労働保険審査会に対する再審査請求を行うことはできません。なお、行政不服審査法の規定に基づき厚生労働大臣に対して審査請求を行うか、あるいは審査請求をせずに直接処分の取消しの訴えを提起することができます。	
P387 雇保 10 問 5 解説下 1 行目	公共職業安定所長です	公共職業安定所長です。なお、設問の支給申請書の提出は、原則として事業主を経由して行うものとされています
P387 雇保 10 問 6 解説を右に差し替え	⑥ × このような規定はありません。高年齢雇用継続給付の支給申請書の提出は、被保険者が、原則として事業主を経由して行わなければならないとされています(則 101 条の 5 第 1 項、則 101 条の 7 第 1 項)	
P393 雇保 10 問 23 解説下 1 行目	(則 101 条の 19 第 3 項)	(則 101 条の 19 第 1 項)
P403 雇保 13 問 1 解答及び解説上 1,2 行目	① × 審査請求期間は、「3 カ月」ではなく「60 日」以内とされています。	① ○ 審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して「3 カ月」を経過したときは、することができないとされています。
P403 雇保 13 問 3 解説下 1,2 行目	行政不服審査法の手続により不服申立てをすることになります	行政不服審査法により 審査請求 をすることになります
P432 徴収 4 問 14 問題上 1 行目	17.5	15.5
P432 徴収 4 問 14 問題上 2 行目	19.5	17.5
	20.5	18.5
P432 徴収 4 問 14 問題上 3 行目	平成 27 年度	平成 28 年度
	15.5	13.5
P432 徴収 4 問 14 問題上 4 行目	17.5	15.5
	18.5	16.5

P433 徴収 4 問 14 解説上 1 行目	平成 27 年度 13.5	平成 28 年度 11
P433 徴収 4 問 14 解説上 2 行目	15.5	13
P433 徴収 4 問 14 解説上 3 行目	16.5 平 27. 2. 12 厚労告 20 号	14 平 28.4.1 厚労告 187 号
P448 徴収 5 問 26 問題上 2 行目	平成 27 年度	平成 28 年度
P449 徴収 5 問 26 解説上 3 行目	13.5	11
P449 徴収 5 問 26 解説上 5 行目	13.5 =32 万円	11 =27 万円
P449 徴収 5 問 26 解説上 6 行目	平 27. 2. 12 厚労告 20 号	平 28.4.1 厚労告 187 号
P488,489 徴収 10 問 1、問 2、問 3	問題と解説を削除	
P511 労一 1 問 27 解説下 1 行目	18 条の 2 第 1 項	20 条 1 項
P511 労一 1 問 28 解説下 1 行目	42 条 2 項	38 条 2 項
P561 労一 6 問 2 解説上 2 行目	35～39 歳層となっています。	35～39 歳層となった後、平成 27 年には再び 30～34 歳層となりました。
P560 労一 6 問 3 問題上 1 行目	平成 26 年	平成 27 年
P561 労一 6 問 3 解説上 1 行目	平成 26 年 1,741 時間	平成 27 年 1,734 時間
P561 労一 6 問 3 解説上 2 行目	平成 26 年	平成 27 年
P564 労一 6 問 11 問題上 1 行目	平成 26 年	平成 27 年
P565 労一 6 問 11 解説上 2 行目	50.7%	52.6%
P565 労一 6 問 11 解説上 3 行目	平成 26 年	平成 27 年
P566 労一 6 問 12 問題上 1 行目	平成 26 年	平成 27 年
P566 労一 6 問 12 問題上 1,2 行目	平成 26 年 6 月 30 日	平成 27 年 6 月 30 日
P567 労一 6 問 12 解説上 1 行目	17.5%	17.4%
P567 労一 6 問 12 解説上 2 行目	労働組合数及び労働組合員数はともに	労働組合数は
P567 労一 6 問 12 解説上 2,3 行目	減少しています（平成 26 年	減少していますが、 労働組合員数は増加しています （平成 27 年
P566 労一 6 問 13 問題上 1 行目	平成 26 年	平成 27 年

P566 労一 6 問 13 問題上 1,2 行目	平成 26 年 6 月 30 日	平成 27 年 6 月 30 日
P566 労一 6 問 13 問題上 2 行目	305 万 4 千人	312 万人
P567 労一 6 問 13 解説上 1,2 行目	305 万 4 千人で、前年に比べ 2 万人の増 (0.7%増)	312 万人 で、前年に比べ 6 万 6 千人 の増 (2.2% 増)
P567 労一 6 問 13 解説上 2 行目	12.5% (前年 12.6%) と	前年と同じで 12.5% と
P567 労一 6 問 13 解説上 2,3 行目	平成 26 年	平成 27 年
P566 労一 6 問 14 問題上 1 行目	平成 26 年	平成 27 年
P566 労一 6 問 14 問題上 3 行目	97 万人と、 5 万 6 千人 (対前年比 6.2%)	102 万 5 千人 と、 5 万 5 千人 (対前年比 5.7%)
P566 労一 6 問 14 問題上 4 行目	6.7%	10.4%
P567 労一 6 問 14 解説上 2 行目	平成 26 年	平成 27 年
P567 労一 6 問 14 解説上 2,3 行目	5 万 6 千人 (対前年比 6.2%)	5 万 5 千人 (対前年比 5.7%)
P567 労一 6 問 14 解説上 4 行目	6.7%	7.0%
	平成 26 年	平成 27 年
社会保険編		
P81 健保 7 問 15 解説上 2 行目	260 円	360 円
P80 健保 7 問 18 問題上 4 行目	260 円	360 円
P198 国年 4 問 19 問題上 1 行目	平成 27 年度の改定率の改定に適用された 調整率は、0.999 である。	平成 28 年度の改定率の改定に適用される 調整率は、0.999 であったが、平成 28 年 度において、いわゆるマクロ経済スライド による改定は行われていない。
P199 国年 4 問 19 解説 1 行目	0.991	0.993
P222 国年 6 問 15 問題上 1 行目	平成 27 年度価額	平成 28 年度価額
P266 国年 9 問 4 問題上 2,3 行目	棄却されたものとみなして、社会保険審査 会に対して再審査請求をすることができる。	棄却されたものとみなす ことができる。 (問題文の内容の変更にもない、問題の 種別の表記も変更 過去問…H14⇒予想 問題)
P267 国年 9 問 4 解説上 1 行目	再審査請求をすることが	審査請求を棄却されたものとみなす こと が
P267 国年 9 問 4 解説上 2 行目	60 日以内	2 月以内
P335 厚年 5 問 5 解説上 3 行目	特別支給の	特定警察職員等であるものは、昭和 42 年 4 月 2 日以後に生まれた者について、特別 支給の

P398 厚年 11 問 5 問題上 2 行目	再審査請求	審査請求
P399 厚年 11 問 5 の解説を右に差し替え	厚生労働大臣による保険料の徴収の処分の取消しの訴えは、社会保険審査会の裁決を経ずに行うこともできます(法 91 条 1 項、91 条の 3)	
P400 厚年 11 問 9 問題を右に差し替え	厚生労働大臣による保険給付に関する処分について社会保険審査官に審査請求をした日から 2 月以内に決定がないときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。(問題文の差し替えにともない、問題の種別の表記も変更 過去問…H16⇒予想問題)	
P401 厚年 11 問 9 解答及び解説を右に差し替え	○ 設問の審査請求をした日から、2 月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したもののみなすことができます。したがって、処分の取消しの訴えを提起することができます(法 90 条 3、91 条の 3)。	